

パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果について

件名	美祢市空家等対策計画
意見募集期間	令和6年2月22日（木）～令和6年3月22日（金）
公表した資料	美祢市空家等対策計画（案）
意見の件数	1件

意見の概要と市の考え方等

意見の概要	市の考え方
<p>母屋を解体して更地にすると、住民用地の固定資産税減免が外れ、固定資産税が実施的に4-5倍に高くなることもあり、空家が放置されたり、相続放棄されている。</p> <p>所有者が解体して更地にしたら、所有者の希望があれば、その土地を美祢市が無償で引き取る政策を実施すれば、所有者・周辺住民・美祢市の三方良しになると思います。</p>	<p>①固定資産税についてであります。</p> <p>法改正により、そのまま放置すれば特定空家等となりうる管理不全空家等については、市が指導・勧告できるようになり、勧告を受けた空家は、固定資産税の優遇措置（住宅用地特例の解除）となります。</p> <p>これにより、空家等の適正管理及びその活用を一層促進していきます。</p> <p>②解体についてであります。</p> <p>市では周囲への影響が危惧される危険な家屋の除却について補助金（補助率1/2、限度額100万円）を交付しており、本計画においても引き続き補助金交付し、除却支援を行う予定としています。</p> <p>③土地の取得についてであります。</p> <p>市が新たに土地を取得する場合には、将来に渡って経常経費が発生することとなりますので、その土地がもたらす便益（地域活性化、公共施設等の用地等）を総合的に判断させて頂き、市が取得すべき土地については、所有者の希望があれば取得を検討していきます。</p>